

平成25年教育委員会第1回臨時会会議録

開会日時 平成25年1月23日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松 本 實
同職務代理 杉 浦 容 子
委 員 佐 藤 昭
委 員 面 田 博 子
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・庶務課長	駒井 正美
・教育計画推進担当課長	若林 繁	・施設課長	齋藤 登
・学務課長	土肥 直人	・指導室長	岡部 良美
・統括指導主事	志村 昌孝	・地域教育課長	小曾根 豊
・生涯学習課長	今井 英敬	・生涯スポーツ課長	柴田 賢司
・中央図書館長	橋本 幸夫		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 松 本 實 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松 本 實 委員 杉 浦 容 子 委員 塩 澤 雄 一

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから、平成25年教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、杉浦委員と塩澤教育長にお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 坂田教育振興担当部長でございますけれども、所用により、本日の委員会は欠席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 了解しました。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「平成25年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針について」、上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第1号「平成25年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針について」、ご説明申し上げます。

本件につきましては、さきの委員会におきまして素案をご説明し、ご意見をいただきましたので、そのご意見を踏まえまして変更した点についてご説明をさせていただきます。

参考資料により説明をさせていただきますので、参考資料をお開き願います。

2ページをお開き願います。

【基本方針1「確かな学力の定着」】の主要施策の(5)でございますけれども、言語活動を重視した指導につきましては、「読み解く力や表現力等の育成を目指し」という文言を追加いたしました。(8)の学力向上プランにつきましては、「放課後や長期休業中等授業時間外も含め」という文言を追加したほか、記載のとおり修正いたしました。

3ページの(10)(11)は、特別支援教育についての取組でございますが、表現がわかりにくい等のご意見がございましたので、全面的に書きかえてございます。(10)は「特別支援教育の充実に向けて、巡回指導員や専門家チームを派遣するとともに、就学前機関からの一貫した支援が継続できるように、アイリスシートなどを活用して、学校及び関係機関との連携強化を図る」としました。(11)は、「乳幼児及びその保護者に対する教育的側面からの早期支援の充実と就学相談機能の強化を図るため、早期教育支援コーディネーターの設置を検討するとともに、就学相談から卒業まで一貫した支援を行うための仕組みについて検討を進める」といたしました。

4ページをお開き願います。【基本方針2「豊かな心の育成」】の主要施策でございます。(3)は、家庭教育の重要性についての啓発をあらゆる機会を通じて行うとしてございました。それ

に「道徳授業地区公開講座」を加えました。(10)は、武道必修化への取組でございますが、「生徒の安全性の確保も含めた」という文言を加えました。

次の5ページの(12)は、子ども読書活動についての取組でございますが、「セカンドブックを活用した推進事業を実施する」という文言を追加いたしました。

次に、【基本方針3「健やかな体の成長」】の主要施策でございます。(3)は、「前回」を「一昨年」に修正いたしました。(8)は、「家庭の教育力の向上を進める」の「進める」を「図る」に修正いたしました。

6ページをお開き願います。【基本方針4「良好な教育環境の整備」】の主要施策の(5)は、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校などの連携についての取組でございますが、「中高連絡協議会」という文言を追加いたしました。(6)は、小中一貫教育についての取組でございますが、「『新小岩学園』と『高砂けやき学園』における指導実践の周知を図り」の「周知を図り」を「成果と課題の検証を行い」というふうに修正いたしました。

7ページをごらんください。【基本方針5「学習・文化・スポーツ活動の振興」】の主要施策の(9)は、放課後子ども事業の取組でございますが、「放課後子ども事業については、対象学年の拡大を行うとともに、学習、文化、スポーツプログラムの導入による学びや体験の場としての事業も積極的に展開し、わくわくチャレンジ広場の特長である子ども同士のかかわりや地域との交流を通して、児童の健全育成を推進する」といたしました。

8ページをお開き願います。(15)は、区民マラソン大会の取組でございますが、平成26年度の開催に向け、来年度は「必要な調査検討を進める」と内容を修正いたしました。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたけれども、ご質問等ございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 前回の委員会で、教育目標並びに基本方針は変えずに、施策及び文言については年度、年度に合った形にしていきたいということで修正を行いました。前回行いました修正をもとに直されていますし、私としてはこれでよいと思います。

○委員長 ほかの委員さんもよろしいですか。

面田委員。

○面田委員 私もこの教育目標でいいと思います。この後のことですが、各学校現場がこのことを十分に理解して、そして、全校の職員が一つになって組織としての力を発揮していただきたいなど、そのように強く思います。指導室のほうもどうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第1号「平成25年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」については、原案のとおり可決することにいたします。

続きまして、議案第2号「異議申立てに対する決定について」、上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第2号「異議申立てに対する決定について」、ご審議をいただきたいと思っております。

提案理由でございますが、保有個人情報等閲覧等決定処分のうち、保護者からの手紙を非開示とした部分につきまして、異議申立てに対して、行政不服審査法第47条の規定に基づく決定をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

異議申立てに対する決定につきましては、保有個人情報閲覧等決定処分のうち、保護者からの手紙を非開示とした部分について、異議の申立てに対して別紙のとおり決定をするものでございます。

おめくりいただきたいと思えます。

まず、こちらの部分につきましては、平成18年に、申立人のお子さんが小学校の時代にいじめを受けまして不登校になった経緯がございます。その後、平成19年10月24日に臨時保護者会が行われました。その臨時保護者会の後、その臨時保護者会に参加された保護者の方から、当該学年の先生方、さらには学校長に対してお手紙が出されました。その手紙について開示を求めるというものでございました。

決定といたしましては、そちらに書かせていただきました「本件の異議申立てを棄却する」というものでございます。

まず、異議申立ての方の趣旨及び理由についてでございますが、私たちが非開示としたことについてその取り消しを求めるというものでございました。その異議申立ての理由といたしましては次のとおりになっております。まず、「非開示の理由がわからない。特定の個人を識別することはできないのであれば、個人の権利・利益を害するおそれはない。人の生命、健康、生活または財産を保護するため、閲覧等に供することが必要であると認められる情報に値する。内容によっては、いじめの証拠になるような話であるのかどうか。当時どのような損害を受けていたかが少しでもわかるのではないかと思われる。いじめ発生時の前校長、副校長に来て貰い、やっとのことで開いた臨時保護者会に関して、いじめを受けて2年近くの長きにわたり、

大切な義務教育を受けることができなかつた親としては、臨時保護者会に参加された保護者の方がどのように感じ、どのように考え、どのように学んだのか知る権利がある。個人名が出ていた場合は墨塗りをして消せば非開示理由に当たらない」というものでございました。

こちらにつきまして認定の事実でございますが、私たちといたしましては、まず、校長先生及び当該学年の先生方に宛てられた保護者の手紙に関する閲覧につきましては、改正後の条例第20条第3項第3号を根拠に、非開示の本処分をいたしまして、平成24年5月9日に通知書を申立人に交付したところでございます。こちらにつきまして、本件の処分の取り消しを求めまして、24年6月12日付で本件の申立てがございました。こちらにつきましては、保有個人情報閲覧等請求書を収受した日にちが平成24年3月31日でございますので、改正条例附則第2項の規定によりまして、本件処分は旧条例の規定に基づき決定すべきものであったため、平成24年10月1日付で本件処分の根拠条項を新条例第20条第3項第3号から旧条例の第17条に変更したものでございます。旧条例と新条例につきましては最後の資料で載せさせていただいています。

こちらにつきまして、私たちは葛飾区の個人情報保護審査会のほうに判断をお願いして諮問をしたところでございます。審査会の判断は次のとおりでございます。

まず、平成19年に開催いたしました臨時保護者会の終了後に当該保護者会に出席をされた保護者の方から、校長及び当該学年の先生方に送付された保護者からの手紙が対象文書であること、さらに、この対象文書に記載された個人情報は誰の個人情報かということにつきましては、対象情報は手紙の差出人の個人情報である。対象文書は手紙の差出人の親書であり、手紙の差出人の氏名、手紙の差出人と申立人の妻とのかかわり及び臨時保護者会についての手紙の差出人個人としての思いや考えが記載されており、手紙の差出人の個人情報であるというご判断でございました。

そして、これにつきましては、手紙の差出人は他者への公開を前提にしたものではなく、個人としての心情や思いを書いた極めて個人的なものであり、手紙の差出人の個人情報として保護しなければならないというご判断でございました。

さらに、申立人は、対象文書について臨時保護者会の一部であると主張されております。こちらにつきましても、こちらの手紙につきましては、このお手紙を書かれた保護者の方がご自身の感想や考えを書いて自発的に校長及び当該学年の先生方に送付したものであり、臨時保護者会の一部を構成するものではないというご判断をいただいたところでございます。

また、この一部非開示の決定をした根拠条例該当性の有無についてもご判断をいただきました。こちらにつきましては、旧条例第17条の規定、さらには旧条例第20条第2項の規定によりまして該当するというご判断をいただいたところでございます。

さらには、申立人がなされている非開示の例外事由、人の生命・健康・生活または財産を保護するため閲覧等に供することが必要であると認められる情報の該当性を主張することにも検討していただきました。こちらにつきましても、本件対象文書は、臨時保護者会終了後の翌日に手紙の差出人が臨時保護者会における差出人の感想、思いを書いて、校長及び当該学年の先生方に宛てて送付した親書であり、区民の生命、健康または財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるような内容の個人情報の記載ではなく、旧条例第17条第3項第2号には該当しないというご判断をいただきました。

結論といたしましては、執行機関が本件対象情報を非公開とした処分につきましては妥当であると。しかしながら、非開示とする理由につきましては、旧条例第20条第2項及び旧条例第17条と変更すべきであるというご判断をいただいたところでございます。

そして、教育委員会の判断といたしましては、6ページをごらんいただきたいと思います。審査会の答申を尊重させていただきまして、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用いたしまして、主文のとおり決定をさせていただくという判断をいたしました。ただし、本件処分の非開示とする根拠を葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例による改正前の葛飾区個人情報の保護に関する条例第20条第2項及び第17条の規定により閲覧等が禁止されている場合に該当するためと変更させていただくというふうに判断をいたしました。

今、審査会等のお話をさせていただきましたが、審査会からは、最後に私たちに1点、附帯のご意見をいただいております。今回の処分に係る事務手続につきまして、閲覧等請求を受けた際の確認漏れ、例えば本人、代理人の記載がないまま受理をしてしまったこと、決定の際の通知に誤りがございました。請求日の記載間違い、複写費用の間違い、新条例を適用した非開示理由を記載したこと、教示文の表示なし等がございました。このように数々の誤りがございまして、異議申立人に対して不適切な対応を行ったことが指摘を受けました。今後は適切な条例の運用をされるよう反省を強く求めるものというご意見をいただいたところであります。

私のほうからのご説明は以上でございますが、今、附帯意見でいただいたことは、私たちも、今後そのようなことを繰り返さないようにしっかりとやってまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長 ご質問等ございますか。

竹高委員。

○竹高委員 この件、全て読ませていただいたところで、残念な事例だなと思われました。本来であれば、いじめに対して、いろいろな形でカバーして、このようなお子さんとご家庭がないことが望ましいと思いますけれども、こういう形になったということは、どこからかコミュニケーションのずれであったり、意思の疎通が図れていなかった部分の積み重ねがこの年月を経

たところ出ている部分があると思いますので、学校のほうも、指導室のほうも、一生懸命対応してくださっていると思いますが、保護者の方にとっては、まだ越えていけない部分というものがあるのでこういう形になっていると思います。でき得る限り誠意を持って越えていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、竹高委員からご意見をいただきました。このような問題が発生するということについては、学校も、教育委員会も、今後このようなことがないようにしっかりと取り組んでいく必要があると思っています。早期に、さらには誠意を持ってということをして今後しっかりと踏まえて、学校、教育委員会ともにやってまいりたいと思っております。

○委員長 ほかの委員からよろしいですか。

面田委員。

○面田委員 先ほど室長が説明なさったときに、最後のところで、間違っていたところを審議会から指摘を受けておりましたね。そういうようなことはお互いの信頼関係をなくすことにも重なっていきますので、今後そういうことがあった場合はぜひ適切にお願いしたいと思えます。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、今出ましたようなことで、今後こういうことのないように努力していくということでお諮りをしたいと思います。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第2号「異議申立てに対する決定について」は、原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第3号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第3号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして上程させていただきます。

提案理由でございます。葛飾にいじゅくみらい公園運動場の新設に伴いまして、新宿多目的広場及び駐車場の開場時間等を定めるほか、所用の改正をする必要がありますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、条例施行規則の新旧対照表をごらんください。まず、右側、改正案の部分でございます。「一般開放」の欄、第2条でございます。今までは東金町運動場

の多目的広場のみの記載でございましたが、こちらのところに「東金町多目的広場及び新宿多目的広場をあらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が別に定めた日に一般開放する」ということで文言を追加してございます。

次、中段でございます。「開館時間等」ということで第3条でございます。「条例第4条に規定する施設及び駐車場の開館時間又は開場時間及び使用時間は、別表1のとおりとする」ということになってございます。

また、1枚おめくりいただければと思います。3ページ目でございます。別表第1の改正案でございます。現行、東金町多目的広場の記載は「多目的広場」のみでありましたが、これを「東金町多目的広場」、また「新宿多目的広場」と分離して名称をつけさせていただいてございます。また、新宿多目的広場につきましては、開館時間等の記載を午前8時から午後9時までとしてございます。

さらに、中段でございます。こちらは駐車場の規定でございますが、「葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場」ということで名称を追加してございます。こちらの開場時間等につきましては、午前0時から午後12時までと24時間の営業を予定してございます。

お戻りください。1ページ目でございます。「貸切り使用の申請」の部分でございます。第6条関係ということで第3項でございます。こちらは、「あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が別に定める場合においては、同表に規定する申請期間前に受け付けることができる」ということで、あらかじめ区などの行政目的での利用、または年間を通しての大会運営の利用など、現行でも年間の利用調整などを行っているところでございますが、そういった部分についての規定を整備したものでございます。

また、「貸切り使用の承認」、第7条でございます。こちらにつきましては、文言の整理として、前条の申請があった場合等は抽選、また、空きの施設に対する利用についても申請順による利用などの整備をしてございます。

最後、3ページ目の別表第4をごらんください。こちらは、回数券利用にかかわる施設を記載してございました。水元体育館の下の部分でございますが、新しく葛飾にいじゅくみらい公園運動場の駐車場が回数券にての利用ができるということになってございます。2,500円の支払いで3,000円分の利用ができるというふうになってございます。

最後の4ページ目でございます。こちらに、付則といたしまして、この規則につきましては平成25年4月1日からの施行といたします。ただし、抽選等の利用、また別表第2の改正規定については同年2月1日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長 ただいま説明がございました。ご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第3号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決といたします。

これで議案の審議を終了いたします。

次に、報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成25年度採用葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」、説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私のほうから、「平成25年度採用葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」、ご説明申し上げます。

本件につきましては、先般、審査会を開いて奨学生を決定したものでございます。

まず、対象者・募集人員でございます。高校等に進学予定者50人程度、高校等に既に在学している者若干名でございます。

応募状況でございますけれども、合計で69人の応募がございました。

採用候補者の決定でございます。64人を決定いたしました。募集人員に比べて多くなっておりますけれども、ここ3年間、決定者の約2割が辞退をしているという状況を踏まえ、最終的には大体募集人員程度になるのかなと考えてございます。裏面には、応募者の所得、それから、私どもで設定している基準を記載しております。毎年、基準額の約1.2倍以内の方を私どもは決定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等2「教育振興ビジョン・生涯学習振興ビジョンの検証と評価について」、ご説明をお願いします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、庶務報告の2「教育振興ビジョン・生涯学習振興ビジョンの検証と評価について」、ご説明をさせていただきます。

お手元でございますように、教育委員会では、教育振興ビジョン（第2次）及び生涯学習ビジョンをそれぞれ平成20年度に策定し、さまざまな施策、取組を行ってまいりました。次の平

成26年度から始まります教育振興基本計画を策定するに当たりまして、これまで両ビジョンにおける成果・課題の検証作業をしっかりと行った上で次の計画に取り組んでいくというものでございます。

お手元の資料の2の「検証・評価の流れ」の図にございますように、事業の施策をいたしまして、一つ目は、上でございます「自己評価」といたしまして、私ども教育委員会事務局の事業所管課の評価をもとに、さらに、本日、教育委員の皆様からご意見を伺って自己評価をしていこうと考えてございます。

矢印の下のところから出ているところでございますけれども、もう一つは、第三者評価といたしまして、まず、昨年の7月に実施いたしました「葛飾区教育振興基本計画策定に係るアンケート調査」によりまして、保護者、教員、社会教育関係者、合わせて4,510名もの多くの方々のご協力をいただきましてさまざまなご意見をいただいたところでございます。

さらには、三角の右側でございますけれども、自治町会連合会を初めといたしました区内の公的団体などの代表から成ります教育振興基本計画の策定委員会のほうでご意見をいただき、評価を伺って、検証・評価をさせていただいたところでございます。

これらを踏まえまして、矢印に書いてございます下のほうにいきますけれども、教育委員会として課題及びこの方向性をまとめて、平成26年度からスタートする教育振興基本計画の策定のほうにつなげていきたいと考えているところでございます。

本日ご説明させていただきます中で、教育振興ビジョンで取り上げた31の施策、生涯学習振興ビジョンの中で取り上げた12の施策について、それぞれ【改善・見直し】【継続】などという形で表現をしてございます。ただ、その事業そのものを次期の計画にそのまま継続だとかいうことで載せるというものではございません。次期の計画の作業は、これらを踏まえた上で、今後、重点事業としてどのようなものを取り上げていこうかということを検討している最中でございますので、本日のところは、現在行っている取組の方向性を示しているということでご理解をいただきたいと考えてございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、53ページから成りますちょっと厚いものになりますけれども、こちらの資料1のほうをごらんください。まず、1枚めくっていただきまして目次になってございます。教育振興ビジョンは31、生涯学習ビジョンは12の事業がございまして。もう1枚めくっていただきまして、こちらのほうには両ビジョンの今後の方向性としての一覧をつけさせていただきました。教育振興ビジョンの中におきましては、【改善・見直し】で9項目、【拡充】といたしまして9件、さらに【継続】13件という状態でございます。右側のページになります。生涯学習振興ビジョンでは、【改善・見直し】が1件、【拡充】が1件、【継続】が10件という形でまとめさせていただいたところでございます。

それでは、次のページの個別の取組について少しご紹介させていただきたいと思います。件数が多くございますので、全項目ではなく、主なものをご説明させていただき、また、内容につきましても、最後にあります「課題と今後の方向性」のほうを中心にご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の1ページ、2ページをお開きいただいた形をお願いいたします。

まず、教育振興ビジョン、1「確かな学力の定着」、(1)「わかる授業の推進」でございます。右側の2ページの下のところをごらんください。「課題と今後の方向性」は、【改善・見直し】とさせていただきました。「基礎学力の不足、学力分布としての二極化の進行、家庭学習時間の不足」という課題がございまして、一つ飛ばして「○」印でございますが、『確かな学力の定着度調査』の結果を分析し、授業改善プランを作成して改善状況を検証していく。学力向上に向けた校長の学校経営を支援するために、各学校の学力向上に対する取組を重点的に支援していく。より成果が上がり、波及効果の高い取組を、区内小中学校に広げていく」とし、【改善・見直し】としたものでございます。

すみません。お手数をおかけしますが、1枚開いていただきまして4ページをごらんください。1「確かな学力の定着」、(3)「授業時数と学習機会の確保」でございます。一番下のところをごらんください。「課題と今後の方向性」は【改善・見直し】といたしました。まず、「葛飾教育の日（土曜日授業）については、さらに学力向上を図るための授業や外部から講師を招いた授業などを工夫していく」、さらに二つ目といたしまして、『葛飾学習チャレンジ教室』については、小・中学校全校で実施され、検定だけでなく補習的な指導についても検討していく」といたしました。最後の「○」になりますが、「授業時数の確保のために実施してきた夏季休業日の縮減については、学力の向上が図られたかについての確認が困難であったため、見直しを進める方向で検討する」とし、【改善・見直し】としたものでございます。

お手数をおかけします。17ページのほうへ少し飛んでいただきたいと思います。教育振興ビジョン、2「豊かな心の育成」、(5)「いじめ・不登校への対応」でございます。右側のページをごらんください。まず、右側の上になりますが、「評価・検証」といたしまして、これまでスクールカウンセラー、あるいは、2番目の「○」になりますが、かつしか学校問題解決支援チームなどという形でさまざまな取組を行ってきているところでございます。下のほうにあります「課題と今後の方向性」でございますが、【改善・見直し】といたしました。「◇」が三つございまして、真ん中あたりの「○」になります。「各学校におけるいじめ・不登校の問題への取組や教育相談体制の充実を図る」としました。また、二つ目の「○」でございますが、「かつしか学校問題解決支援チームの取組を各学校へ周知するとともに、スクールソーシャルワーカーの増員など体制の充実を図る」ということで【改善・見直し】としているもので

ございます。

すみません。ページが離れますが、27ページのほうへお願いいたします。教育振興ビジョン、4「良好な教育環境の整備」、(1)「特色ある学校づくりの推進」でございます。最後の「課題と今後の方向性」をごらんください。【改善・見直し】といたしました。特色ある学校づくりにつきましては、平成26年度に3年間の取組が終わりますので、さらに各学校での取組の見直しを図っていくということにしております。下の「○」になりますけれども、「今後の学校選択制度についての課題を整理し、必要な見直しについて検討していく必要がある」とし、【改善・見直し】としているものでございます。

欄外に「参考」といたしまして、「平成23年度特色ある学校づくりの計画種別事例」として取りまとめたものを載せさせていただいたところでございます。また、この資料の最後のところに各学校の取組を紹介させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますのでございます。

それでは、お手数をおかけします。1枚めくっていただきまして、右側の30ページのところをよろしくお願いいたします。教育振興ビジョン、4「良好な教育環境の整備」です。(4)「小中一貫教育等の推進」でございます。真ん中の「評価・検証」でございますが、小中一貫教育の推進といたしまして、アンケート結果では「なかなかわからない」とする回答が多く、小中一貫教育校の取組結果を広く周知し、適切に評価してもらうことが必要だと考えてございます。

最後の「課題と今後の方向性」でございますが、【拡充】といたしました。最後の「○」になりますが、「小中一貫教育校における実践をもとに、区内全小中学校の現状に応じた小中連携の取組を拡大し、教育課程に位置付ける」ということで【拡大】としたものでございます。

続きまして、少しページを飛ばさせていただきまして、36ページのほうをお願いいたします。右側のページになりますが、こちらから生涯学習ビジョンのほうに入っていきます。12の重点事業を展開してございますが、そのうちいくつかをご紹介させていただきます。

1「区民の多様な『学び』を通して元気な葛飾をめざします」、(1)「かつしか区民大学の開設」でございます。申しわけございません。1ページ開いていただいて次のページをごらんください。「評価・検証」のところでございますが、講座のテーマにつきまして、生涯学習アンケートではさまざまな課題に対して区民の関心が寄せられていることがわかりました。また、二つ目の「○」でございますが、地域活動・学習活動のリーダーやボランティアにつきまして、こちらのほうでもさまざまなお声をいただいたところがございます。

最後の「課題と今後の方向性」でございますが、【継続】といたしました。最初にありますように、かつしか区民大学の課題といたしましては、「講座の充実」「区民の参画、協働による

運営の推進」「学びの成果の還元」という課題がございます。「○」に書いてございますように、ちょっと飛ばさせていただきまして、「新たな分野の講座の開設をする。さらには区内の各種団体との連携による講座の構築を進めていく。また、講座で学んだ学習成果を、地域に還元していくためにサークルづくりの支援やボランティア活動の紹介を行っていく」ということで【継続】といたしてございます。

続いて、45ページのほうをお願いいたします。内容を私のほうから読み上げます。2「学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを応援します」の(2)「放課後子ども事業の充実」、いわゆるわくチャレの内容でございます。45ページでわくチャレになってございます。わくチャレでございますけれども、「評価・検証」にございますように、学習、文化・スポーツプログラムの実施につきまして、少し飛ばさせていただきますが、「保護者も、自由遊びを基本としつつ、学習、文化・スポーツ活動などの活動プログラムを拡充することを望んでいること」がアンケート結果のほうでいただいたご意見でございます。

下になりますが、「課題と今後の方向性」でございますが、【継続】といたしました。三つ目の「○」になりますけれども、「対象学年の拡大」、あるいは四つ目の「○」になりますが、「児童指導サポーターの活性化」などを引き続き図ってまいりたいと考えている次第でございます。

以上で、生涯学習ビジョンの説明を終わりにさせていただきたいと考えてございます。

このようにいろいろな形でやってまいりました。お手元のほうには、アンケートの抜粋として資料2もご用意させていただいたところでございますけれども、本日は説明を省略させていただきたいと考えてございます。

今回、葛飾区教育振興ビジョン・生涯学習ビジョンの検証と評価ということで、いわゆるPDCAサイクルの流れを踏まえまして両ビジョンをしっかりと検証させていただいて、教育委員の皆様の方からご意見をいただきまして今後の検討を進めていきたいと考えてございます。今後の検討は、葛飾区教育振興基本計画の計画のほうに施策の体系、あるいは重点事業としてどのように反映させていきたいのかということを考えてございますので、皆様のご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上になります。

○委員長 ただいま説明がありましたけれども、ご質問等ございましたらお願いします。

面田委員。

○面田委員 今、検証と評価ということで細かいお話がたくさんありました。説明を聞かせていただきましたが、まだ結果が出ていないとか、もう結果が出ているとか、そういうふうに簡単にはなかなか言えないのではないのかなというのが私自身の中にはあるのですね。特に子ど

もたちへの教育、あるいは力をつける。体力にしても、学力にしても、力をつけるということはやはり継続なのです。積み重ねなのです。1年やったから力がついたとか、半年やったけれどもだめだったというようなものは、本当の人間性の基盤になる学力とか体力というものと違うように思います。ですから、見えない部分を積み重ねていくことによって、それが5年先、6年先に習慣化したり、力になったり、そういうものだというふうに私は捉えているのですね。

そういう観点からいきますと、ここに出ています「確かな学力の定着」の「授業時数と学習機会の確保」というところなのですけれども、土曜授業とか夏季学習教室、それから夏季休業日の縮減とか、そういうことについてはよく考えて、もちろんアンケートの声は大事にしたいですから尊重はいたしますけれども、子どものいろいろなことを考えたときに、よく考えて方向性を決めなければいけないなという思いがとても強いのです。

話がちょっとわかりにくいかもしれませんが、全てをずっと継続していくというのもおかしなことだし、また、ではこれは見直していこうという思いも大事なようだけれども、そこで違った方向に行くというのも、私たちの今までの積み重ねがどうだったのかなというような思いもございまして、具体的に申し上げますと、4ページの一番下のところに書いてある「授業時数の確保のために実施してきた夏季休業日の縮減については、学力の向上が図られたかについての確認が困難であったため、見直しを進める方向で検討する」というところにちょっと問題を感じるところです。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 面田委員のほうから非常に大切なお意見をいただきましてありがとうございます。

まず、私どもが今やっている教育振興ビジョン、生涯学習ビジョンで捉えている事業につきましては、面田委員におっしゃっていただいたように、やはり継続が一番大切なことだと考えてございます。さまざまな施策を行っておりますが、瞬間的にぱっと効果があらわれるものではなく、今までお話しいただいたように、一つひとつ積み上げていて、こつこつこつこつやってくるのが一番大切なことなのだなと考えている次第でございます。

今回、正直言って、【廃止】というものは出していません。【改善・見直し】【拡充】【継続】で、【廃止】や【中止】というようなものは基本にございません。【継続】としているものにつきましても、実を言いますと、工夫を加えていながら継続をして積み重ねてやっていくのだという思いで【継続】という言葉も入っている次第でございます。漫然と同じことをやっていくということではなく、やはり時代に合わせて、これまでやってきた経緯を踏まえてやっていくというものではないかなと考えてございます。

また、お話がありましたように、子ども教育委員会といたしましては、事業の取組につきましても、まず子どものことを第一に考えて、どのようにやっていくかという考え方であることも変わりはありません。ただ、たまたま4ページの最後のところで、夏季休業日の縮減についてはちょっと変わった形での見直しという形で表現をしているところがございます。昨今のニュースではございませんが、文部科学省のほうでも土曜日というようなお話も若干出ていたりなどして、授業時数をどのようにして確保していくかというような部分では、いろいろな取組が行われている部分だろうと思ってございます。子ども、全国に先駆けて夏季休業日の縮減をしてやっていくというような形で新しい試みをやってきたところでございます。

ただ、これについて、正直言って、ストレートに学力の向上につながっていったのかどうかというところがわかりにくいところはあるのかなというふうに私は思っている次第でございます。現実的には、こういうふうな形でやったことによって、行事やいろいろな事業を組んでいくことによって、1学期、2学期、3学期、それぞれの平常授業のところで授業時間数をしっかり確保できていると考えてございます。正直言って、確かに学力の向上にはつながっているという自負はございます。ただ、それがストレートにこの5日間の成果だろうというところがなかなか見えにくいところがあるのかなというふうに考えている次第ではございます。これから社会的な流れもございますので、この中で、葛飾として、授業時数の確保、学習機会の確保をどのように図っていくかというのは考えていかなければならない課題かなと考えて、このように述べさせていただいているところでございます。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 説明はよくわかりましたが、今、文科省から土曜日をという話が出ていることは私も承知しております。その辺がはっきり出れば、ある意味、そこできちっと授業の時数が確保されるというようなことも思うのだけれども、まだ出ていない段階だとすると、その5日間ではもしかしたら、そこだけで学力の向上が図れたか。そういう問い方をされると、私はそれに対しては、「いや、5日間で力がつくはずないでしょう」とお答えせざるを得ない。ごめんなさい。いい言葉ではなかったかもしれませんが、1年間という長いスパンの中での5日間、6年間だったらその6回分というふうに考えての学力というものの積み重ねというふうに捉えておりましたもので、先ほどそのように申しました。

○委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 私も、面田先生が申しあげましたように、土曜日授業と夏休みの縮減は、ある意味、葛飾区の目玉であると思っております。そして、少なくとも、学力向上が図られたかどうか

か、確認が困難である。確かにそうなのですけれども、やらないよりはやったほうが良いと思うのです。問題は、各学校でいろいろやり方があって、どういうふうにしたら有効であるとか、そっちのほうの検証というか、そういうのを教育委員会でもうちょっと見ていったほうが良いのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 校長先生の力量も問われるかもしれませんが、学校全体、組織一体となって、校長先生の運営方針、教育目標、子どもに対する情熱が伝わっているのか、理解されているのか、そしてしっかりと取り組んでいるのかなと考えてしまうことが、偶にあります。例えば、新年度がスタートして、新一年生が入学してきます。校長先生ご自身の考えに基づき、一年生に対する教育の取組がスタートするわけです。一年生の時にはこれだけのことを習得してほしい。担任の先生は当然、胸ふくらませて取り組まれるわけですが、一年生以外の先生方や、保護者に浸透・理解されているのかどうかと気になることもあります。

進むべき方向や取り組むべきことをしっかりと見える化して、自信を持って運営していただきたいと思います。そこに学校に対する信頼も増してくるのではないのでしょうか。地域も一生懸命応援してまいります。廊下で保護者とすれ違っても挨拶できない先生もいらっしゃると思います。

教育振興ビジョン(第一次)を作成した時には、東京都でも高く評価されたわけです。ビジョンは本当に素晴らしいものに出来ていると思います。今後しっかりと検証して、評価を踏まえて成果をとるため、努力していただきたいと思います。そして、葛飾区の教育向上のため、意欲を持って取り組んでいただきたいと思います。

それから、特別支援教育の所ですが、障害をもつ児童・生徒に対しても、生涯学習を視野に入れて、生涯教育の所を進めていただきたいと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 最後の障害者の生涯学習という部分でございますが、現在、生涯学習課のほうでは葛飾教室というのをやっております。まだそれほど大きな規模ではございませんが、各教室80人程度、3カ所でやっております。月1回ですけれども、日曜日に、知的障害を持った方がお互いにコミュニケーションをとって、月曜日からはそれぞれいろいろところで就労しているという状況の中で、気がおけない仲間として集うという教室をやっているところでございます。そういう意味では、まだ規模も小さいということもございますけれども、私どもの事業としては大切な事業であるというふうに理解しております。今後も進めていきたいと考えております。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 杉浦委員のほうからご意見をいただきまして、ありがとうございました。

子ども、今、教育振興ビジョンを中心として展開させていただいてございます。お話しいただいたように、非常にうれしかったのですけれども、「せっかくだ目標をつくっても、実行することがとにかく大切だよ」というようなお話だろうと思ってございます。今回、あまりにもさまざまな方向性を出し過ぎていたというようなところも若干反省しているところがございまして、次期の計画の策定につきましては、もう少し絞り込みをするような形で重点的な施策という形での取り上げ方をしていきたいなと考えているところでございます。学校が教育振興ビジョンでいろいろな取組をすることにもあまりにも注力をとられ過ぎて、子どもたちとかかわる時間がなかなかとりづらいというようなお話も若干伺ってございますので、そこら辺のほうは気をつけてやっていきたいなと考えている次第でございます。

また、本日欠席されましたけれども、教育振興担当部長のほうも、これからは大きな目標、それぞれの重点的な目標を掲げていって、各学校の校長先生のマネジメントというか、経営というか、特色を持った形で、そういう力を大切にしていきながら、現場の力を大切にしていきながら、学校教育を進めていこうというようなお話もよく伺ってございます。恐らく、そのような形で、次期教育振興基本計画のほうは策定していくというような形での指示をいただいておりますので、皆様のご意見を伺いながら、現場の力が生かせる、マネジメント力を生かしていけるような計画をつくっていただきたいなと考えている次第でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 今、課長からお話がありました。期待しておりますので、その辺お願いいたします。ほとんどの校長先生、先生方はしっかり取り組んでいらっしゃることは十分認識しております。一部の方の評価が全体像として見られてしまうということもありますので、よろしく願いいたします。

それから、障害者の生涯教育ですが、やっていることは良く分かっています。でも本当に一部なのです。障害を持っている方の親御さんも高齢化しています。年代にもよりますが、基礎的なことがきちんとできていない。そのために自立できない。これからは障害を持っている方たちにとって、生涯にわたって連携して教育を受け、生涯学習を進めることができ、親亡き後も努力して自立できるよう、支援していくことが大切だと思います。特別支援教育、障害児、障害者、家族、保護者の方々への支援の生涯教育も強くお願いしたいと思います。

私も、多くの方たちとかかわってきました。それぞれ個々に実情が違いますが、実態に合わ

せての計画をよろしくお願ひいたします。

○委員長 では、私から申し上げたいと思います。私は、教育振興ビジョンを立ち上げるときから現場にいてかかわっておりましたので、その意味もあって、発言したいと思います。

どの自治体にも計画というのがはっきりなくて教育を進めてきていたのですけれども、品川が出した計画を発端にして、各自治体がやっていこうということになって、葛飾区は早いうちに振興ビジョンを立ち上げてここまでやってきました。そして、大きな成果を上げたと思います。ただ、今、これだけ進めてきて考えられることは、少し網羅的で、細かい数字とかもビジョンの中に書き過ぎていて、分量が多くなってきて、現場の各学校がそれを全部取り組んでいけると、先ほど来出ている子どもとの触れ合いとか、各学校の特色というのが出しづらくなっているのです。今度の教育振興基本計画においては、私は、きょう出されました【継続】とか【改善・見直し】とか、そういうものでよく検討しまして、メリハリをつけていったらいいと思います。前のビジョンのように、何冊読むとか、何分勉強させるとか、細かいことについては、この基本の大きな計画の中ではもっと上の言葉で書いておいて、推進委員会とか、作業部会とか、各学校の取組において細かくやっていけばいいのかなと思いました。

そこで、【改善・見直し】が出ている中で、授業時数の確保のところ。夏休みの縮減をやってきたことと土曜日授業をやるようになったことにおいて、データとか成果——成果というのは、学力の面についてははっきりと数字の上であらわれないと思うのですけれども、それによってどういうことが得られたのか、授業時数は本当に足りてきているのかどうか、そういうをもとに【改善・見直し】になっていますから、検討して、方向性を出したらいいと思います。

それから、小中一貫教育のところについても、議会のほうからも成果と課題をきちんと出すように言われていますし、私どももやってきて、ここでこの計画を立てる節目に当たってきちんと整理してみて、課題があれば、私は連携を主体とした取組をやっていくようにしてもいいのではないかと思います。

それから、学校選択制についてもさまざまな意見が出ています。それで、【改善・見直し】になっておりますけれども、3.11のような大きな防災上のものが起こったときには、やはり地元の学校にいたほうがいいのか、学校地域応援団に取り組んでいて、地元の子どもたちや保護者があまりにもほかの学校を選択しているとか、PTA活動を引き継ぐ方がいないとか、そういうところもありますので、学校選択制を振り返って、ここで一応成果と課題を出して、次の計画に盛り込んでいけばいいと思います。

私は、きょう出ている【継続】とか【改善・見直し】とか振り分けたこととか、どこが課題になっているということは、これでよろしいかと思います。

最後に、4ページのことを話題になっていますけれども、私も、夏季休業日の縮減を始めて

全国から取材を受けたときに言われたことが気になっているのです。「夏休みを短くして学力が上がるのですか」と言われたことがあるのです。これをはっきり検証することは難しいと思うのですが、今、授業が足りているのかどうか、これよりも効果が上がることがもっと行えるのではないかとか、そういうこともこの見直しの中で検討して、学力との絡みとかそういうのではなくて、もっとほかの方法とかで課題等をクリアして、どうあるべきかをこの際検討する機会をいただいたらいいのではないかなと思っております。

そして、策定検討委員会と教育委員会の関係です。検討委員会の方々たちも貴重な時間で検討しておりますけれども、そこで決まったことを教育委員会として覆すといいますか、方向性を大きく変えることのないように、教育委員会と策定検討委員会がうまくマッチして、お互いが知恵を出し合っているものをつくり上げていく関係にあるように持っていただきたいなと思いました。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 どうもありがとうございました。

まず、4ページのところでお話が出ているところでございますけれども、夏季休業日につきまして、「学力の向上が図られたかについての確認が困難であった」というような形の表現をしております、いろいろお話を伺いまして、ここは表現的にはちょっとまずいのかなと。やはり、「はっきりと検証することはなかなか難しい。また、いろいろなことを考えていく。検討しなければいけない」というような形で、表現的な部分は考えていかなければいけなかった部分かなというところがございます。本来は、報告書というよりは、これからまさにそういう作業をするに当たっての心構えの部分のところで、そういうつもりにもう1回立ち戻って考えていきたいと考えてございますので、この点につきましては、表現について適切だったのかなというところでおわびをさせていただきたいと思っております。

また、委員長のほうからお話がありました今後でございますけれども、3月27日、こちらのほうで新しい計画の策定検討委員会をまた開催する予定でございます。私のほうで開催するところでございます。今までの経緯につきまして、実を言いますと、各委員さんのほうにご報告をさせていただいていなかったところがございまして、そちらのほうで皆さんにご心配をおかけしているというふうに考えている次第でございます。正直なところ、今までグループワークというような形で、選ばれた委員の方々からご意見を伺っているというようなケースが多くて、内容の審議に入っているような状態ではございません。まず最初に、自由な形でご意見を伺って、どういうところにポイント、重点を置いていったらいいのかなということで探っていたというような状態だと思います。言葉として「探っていた」という言い方は不適切だったかもしれませんが、皆さんの意見をまず広くお伺いしたいという時間でこれまでの時間

を費やさせていただいているところでございます。

委員会のほうでは、さまざまな分野につきまして、例えば土曜授業や学校選択制や学校のクラブ活動へのご協力、あるいはわくチャレという形で、ふだん皆さんからいただいているようなご意見とほとんど同じような形なのですけれども、やはりご意見が出てきていて、重点的なところはそこら辺なのかなというふうに聞いている次第でございます。

戻りまして、3月27日という形で次の会議でございますけれども、次期の計画に向けてどのような体系をつくっていくかというような素案という形で、皆様のご意見の重たいところを中心に、こんな骨格でいこうかなというようなものをお出ししていかなければいけないということで、これから作業にかかろうというふうに考えている次第でございます。

また、そちらの会議体につきましては、開かせていただいた段階で、委員の皆様の方にはお聞きいただきたいと考えてございますので、ご都合がつけばよろしくお願ひしたいと思います。

また、さらには、今まで全然ご報告させていただいてございません。実を言うと、4月の段階で、3月までの取りまとめ的な形で、中間のまとめではございませんが、経過報告をさせていただきたいと考えていた次第でございます。その途中経過の報告が遅れましたことをこの場をおかりしましておわびさせていただこうと思ひます。ご心配をおかけしましてどうも済みませんでした。

今後につきましては、さまざまな形で途中経過の報告をさせていただくような形で進めていって、皆様のご意見を伺いながら、私ども事務局のほうとしてつくっていくところにご意見を反映させていけるような取組をしていければと考えている次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 一言だけ。

教育振興ビジョンの保護者の立場として見たところで、一保護者としてはなかなか伝わりにくかったりするものがあつたように感じておりました。土曜日授業であつたり、夏季休業中の短縮であつたりとか、そういうものも何のためにどうしているということをきちんとご理解している方というのが若干少なくて、全然別の意見を発している方もいらつしたように感じておられます。土曜日でしたら、3時間ではなくて午後の有効活用をすればいいとか、やはり子どもたちにとっては夏休みは短くなくて長いほうがいいのか、そういういろいろな意見はあると思ひます。杉浦委員もおっしゃっていましたが、今まであつたことを見直して、検証して、子どもたちにとって何が一番いいのかという本来のところに戻つたところで計画していただければなというふうに感じておられます。各校で何を目標としてどういうふうに

進んでいるのか、保護者や子どもや地域もすごくクリーンに見えやすい状況というのが一番いいというふうに感じますので、そういう方向で頑張っていたいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 面田委員。

○面田委員 先ほど策定検討委員会の中間報告を出していただけたということ、それから、今までのいろいろな話なども出していただけたということで、大変よかったなと思います。私も委員としてこの大事な教育振興基本計画に責任を持ってかかわっていきなという思いが強いものですから。それで、3月27日に私も傍聴させていただきたいと思いますが、その辺は構わないのでしょうか。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 次回の教育振興計画の策定の委員会でございますけれども、たしかウィメンズパルのほうで会場をとっていたかと思うのですが、またきちっとご紹介させていただきます。変な言い方ですけども、委員ではございませんので、ご意見を言っていただけるような場は私どものほうとしては設けられませんが、私とすると、やっている状況を教育委員の皆様に見ていただいて聞いていただきたいというお願いでございますので、ぜひご都合がつけばよろしく願いしたいと思っております。またご紹介させていただきます。

○面田委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、次にまいります。

報告事項等3「『はたちのつどい』の実施結果について」、ご説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 まず最初に、1月14日、先週の月曜日でございましたけれども、素晴らしい天候の中、皆様にお越しいただきましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

前日から天気予報がよろしくななかったので、当日、スコップを20本ほど積んで、朝から雪かきに備えてはいたのですが、朝は雨だったので不幸中の幸いと思ったのもつかの間、式典が始まるころには白い景色になり、昼過ぎにはかなりの積雪になってしまいました。成人の日については12年振りの大雪だったという報道もございましたし、そもそも大雪自体が7年ぶりだという報道もございましたけれども、そうした中で、予定どおりシンフォニーヒルズを使いまして開催をしたところでございます。

対象者としましては、先般もご報告申し上げましたとおり、4,000人あまりの対象者でござ

いまして、当日は、ああいう中でも、来ると決めていた方は予定どおり来ていただいたのかなと思っています。結構早い時間からお見えになっていた方もいらっしゃいました。ただ、例年ですと、ご存じのように、本館と別館の間の通路の交通規制で車をとめているところに、式典とは関係なく盛り上がっている集団がいるのですが、さすがにあの状況でしたので、そうした方たちが外にたまっているという状況はございませんでした。そうしたことから、来場者としては、ここ近年より少なく2,100人程ということでございます。

そういうこともありまして、例年ですと、地下のアイリスホールは出足が非常に鈍く、モーツァルトホールにまず入って、それから、モーツァルトホールに入れなかった人や外で活動している人が、状況を見てということで地下に流れてくるというパターンが多かったのですけれども、さすがにアイリスのほうも早く埋まったという状況が今年に関してはございました。また、外でいろいろできない分、空いたスペース、ロビーですとか、あと先日申し上げたように、別館を談話コーナーとして開放したわけですが、そちらのほうの様子を見ましたら、部屋に入って話している方もいる一方で、廊下というか、ロビーというか、そこでそのまま溜まって立ち話をしている集団もいたりしました。それなりには活用されたとは思いますが、もうちょっと誘導というかアナウンスもできればよかったのかなというのは反省点としてございました。

ただ、式典ですとかコンサートの部分は、中にいていただいておわかりのように、特段の滞りもなく順調に進められたのかなというふうに思っています。ありがとうございました。

建物の中への入場も、もともと10時半のモーツァルトホールの開場に合わせてということを考えていたのですが、さすがに外に長い時間並んでいただくのはあの状況ではいかななものかというのがございまして、入り口付近にたまりをつくることも考えていたのですけれども、それは諦めて、早いうちに建物の中には引き込もうということで、臨機応変に対応させていただきました。具体的には、10時前、9時50分過ぎには建物の中への入場を開始しました。もともと10時半にはモーツァルトホールに入場開始できるように考えていたのですけれども、リハーサル等もスムーズに終わったということもございまして、10時15分にはモーツァルトホールに入れられたという状況がございます。あの状況ですので、なるべく外にはためずに、中に可能な範囲引き込んで、建物の中で待つだけのような体制は整えたつもりなのですけれども、いかんせん、施設自体のキャパに限度がございますので、多少はお持ちいただいた方もいたのかなというふうには思っています。

それで、実際に式典・コンサート等を終わった後は、セキュリティ、施設管理上の問題もございまして、ホールはあけていただくよう対応をいたしました。施設のほうでもそのところは状況を踏まえた上で、ロビーですとか、別館等にいていただく分には全然問題がないということをおっしゃっていただきました。それで本館のほうでも、1階のロビーのところすとか、平

面のところに適当に散っていただいたという状況がございます。

ああした状況ですので、帰りの足を確保ということで、正面で人が待っていたりとかも結構ございました。一方では、先ほど申し上げた本館と別館の間の通路に人がいないという状況もありましたので、そこの規制を30分ほど早目に解除しまして、車を入れるようにしたところ、表と裏の2方向からお迎えの車が入れるようになりましたので、多少スムーズにはけた部分もあったのかなと思っています。

また、途中からは職員に施設前の雪かきに急遽従事してもらいました。もともと外回りの交通誘導ですとか場外警備担当の職員だったのですが、かっぱを着ていてもずぶぬれになるような状況の中で従事してもらいました。なおかつ、館内をメインに従事していた女性職員にも応援を依頼しまして、ある程度そちらに職員を割いて雪かき等に当たったということもあり、例えばあそこで転倒してけがをしたとかいう報告は特段聞いていない状況でございます。みずから好んで雪の上で倒れていた方は何人かいらっしゃったようですが、そうした状況を除けば大きな混乱はなかったのかなと思っています。

ただ、さすがにあの状況でしたので、施設の中で、誘導ですとか十分至らなかった部分があり、その後、「外へ追い出された」というような苦情のはがきが1件ございました。こちらは、先ほど申し上げましたように、ホールから出ていただいて、別館等へご案内というふうに考えていたのですが、そこがうまく伝わらなかったのかなということだと思います。そうそう頻繁にああいう状況はないと思うのですが、今後こういうことがあったときにどうするかというのは今後の課題でもあるのかなと思っています。そうした中で、私どもでは最善を尽くしたつもりでおりますが、至らなかった点については、また来年以降改善して反映していきたいと思っています。

報告については以上です。

○委員長 ご苦労さまでした。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 突発的な雪でしたけれども、ご苦労さまでございました。

それでは、次にまいります。

報告事項等4「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について」、お願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等4「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について」、報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページの「調査の概要」でございます。目的でございます。利

用者の利用実態やサービスに対する満足度などを把握させていただき、今後の図書館サービスの向上を図るための基礎資料とさせていただくために実施いたしました。

6の回収状況でございます。合計で1,830件。中央・地域・地区図書館で約9割、区役所と電子申請で約1割という回収状況でございます。

すみませんが、3枚おめくりいただきまして7ページでございます。求めている図書館サービスでございます。「資料を増やす」が78.4%と最も多く、次が「閲覧席の増加」で37.3%でございます。区立図書館の座席数につきましては、中央図書館をトップに約1,400席ございますけれども、週末など満席状態になることも多く、閲覧席の増設につきまして利用者のニーズが高いということとなりました。

続いて、10ページをごらんください。満足度についてでございます。下のほうの23)の「図書館利用にあたっての全体的なサービス」につきましては84.1%、22)の「図書館は役立っているか」につきましては92.3%、あと、18)の館内清掃、19)の職員の接遇、20)の職員の身だしなみは80%を超えるものとなりました。

次に、3)の資料の保存状態や書棚の管理状況、4)の利用方法について職員に声をかけやすいか、10)の開館時間は利用しやすいか、11)の館内の表示や利用案内はわかりやすいか、おおむね60%と、やや満足を得られているというふうに認識をしております。その反面、13)の閲覧室や持ち込みパソコンコーナー、利用者インターネットパソコンの利用環境については22.1%とかなり低く、また、14)から17)の各サービス、図書館の行事につきましても、利用していないのでわからないと、いずれも今後の課題となりました。

続いて、12ページの間6でございます。こちらのサービスの認知度についてお伺いいたしました。知っているか、知らないかということでございます。1のレファレンス、4の図書館で設置したインターネットパソコン、6の他の図書館との協力事業、11の自動貸出機、12の講演会や映画会、13のおはなし会などの児童の行事につきましては60%を超える認知度ございました。特に11の自動貸出機につきましては81.3%という高い認知度ございました。これらのデータを正確に分析し、今後の図書館サービスを進めてまいりたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 とりあえず、アンケートはご苦労さまでございました。アンケートの回収状況が、利用者と、利用者以外は区役所ということですので、限定されたデータの結果とっております。それで、3ページに出ております、20代の図書館の利用促進ということは一つの課題かなと思っております。

中央図書館と地域館と地区館、それぞれ地元地域と中央とは、利用者の利用目的にしてもそれぞれ違いがありますので、こういった内容はうなずけます。残念なことは、5ページの調べものが13.5%。調べ事業、こういった資料ですね。こういう所がもうちょっと数値が高いといいなと感じました。

次に、7ページに資料閲覧席とございましたが、この辺のサービスということも、ここに来ていない方の求めるサービスというのは違うのかなと思います。アンケートに出していない区民の意見もあろうかと思えます。もちろん、その辺を踏まえて結果を一覧にしてくださっているとは思っています。

その中で全体的に感じたことなのですが、13ページに、利用したことがあるところで少ないのが「商用データベース」とか「ビジネス相談会」の理解が少なかったですね。もちろん、アンケートに協力した方の職業にもよりますが、こういったところはちょっと工夫が必要ではないかと思えます。例えばビジネス相談会のところではテクノプラザ、工団連、こういう方たちとの事業の連携があるのかどうか、啓発しているのかどうかということです。

次の商用データベースに関しても、例えば商店街連合会の方たちと連携を組みPR・啓発ができていたのかなと。この数値からは課題、方向性が出てきているかなと思っております。

それから、ハンディキャップサービスとハンディキャップ機器の必要性を感じないというのは、もちろん、この方たちに限られてアンケートをとったわけではありませんので。ここで感じますことは、ハンディをかかえた方々に利用しやすい方向。もちろんバリアフリーになっているのもよく存じ上げておりますし、使いやすくなっていると思えますけれども、障害も個々に違います。幅広いと思えます。知的、身体、精神の他に高次脳機能障害とか、今新聞等で新たに認知されている障害の方たちに利用しやすいか、また、支援しているボランティアの方たちの資料が確保されているか。ハンディをかかえている方、家族、関係者が図書館に出向けば、情報、資料、専門書を利用でき、また、ハンディキャップサービスを利用してサービスを受けられる。専門書を個々に購入するのは結構負担ですね。細部にわたっての専門的な資料を置いていただくとありがたいと思えます。

今、大学の図書館も以前とは状況が変わりつつあると、新聞報道で読みました。ただ能動的に知識や技能を獲得するだけではなくて、そこを有効活用できるところまで、今、図書館は進歩していると思えます。葛飾区も最新の設備、蔵書、事業展開にしてもすばらしい中央図書館があります。広さにしても5,000平米にわたり、開館した当時は23区で一番広い図書館でした。今後、未来を見据えて次の段階に進んでいただきたいと思えます。その辺をよろしく願いたいと思えます。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 図書館も、将来を含めた今後のあり方について貴重なご意見をありがとうございました。レファレンスにつきましては、結果的にこういうデータになってしまったのですけれども、当然、活用している方は活用していて、できる範囲で情報提供させていただきます。また、ビジネス情報ですとか、交通情報、また健康ですとか医療情報につきましても、専門のコーナーを設けて、まず最初の一步ということで、何か調べたい、そういったことをできるような工夫などはさせていただきますけれども、今後より一層そういったものに対応していきたいと思っております。

また、ビジネス相談会等の認知度が低かったというところにつきましては、今回こういうふうになってしまいましたけれども、テクノプラザとの連携につきましては、個々の相談者に応じて、そういう相談をされる方については当然ご紹介はしています。こういうものがありますということではやっております。

また、データベースのところにつきましては、商店街といったところとは連携をとっていないので、情報提供等ですね。チラシですとか、そういったものは工夫させていただきたいと考えてございます。

13ページのハンディキャップ関係の必要性を感じないというところなのですけれども、そんなものは必要ないからやらなくていいよというのではなく、たまたま利用していないのでこういう結果なのだと思います。聞き方もちょっと悪かったと思うのですね。そういったところだと思っております。図書館はいろいろな方が利用していただいています。こういった機器も有効活用しながら、なくすということは当然考えてございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。また、障害を持った方に対するそういったご発言、今後、図書館をよりよくするための参考とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ここで教育委員の皆さんより発言がありましたらよろしくお願ひします。

(「なし」の声あり)

○委員長 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してお願ひします。

○庶務課長 「その他」でございます。

まず1点目は、お手元に配付しました通学路の地域合同点検にかかわる対策一覧表等の公表についてご説明させていただきます。

昨年、通学路の地域合同点検を実施し、本委員会にもご報告をしたところでございますけれども、先般、国土交通省より区市町村に対して、道路管理者や地元警察署、教育委員会と連携

して対策一覧表及び対策箇所図を作成し、これを公表するようといった依頼がございました。国土交通省からの依頼ということで、区では都市整備部のほうでこれを作成してございます。今週の火曜日に私どものほうに通知がございましたので、その日のうちに教育委員会のホームページにアップをしたというものでございます。

中身をごらんいただきますと、合同点検を実施した学校別に対策箇所の一覧表と図となっております。対策箇所でございますけれども、すぐにできるもの、予算措置が必要なもの、今後関係者との協議が必要なものということで、実施済みとか、25年度にやるもの、未定というふうになってございますけれども、これにつきましては、今回だけではなくて、引き続き私どもの方で音頭をとって、この部分についてはきちっと進行管理をし、随時更新はしていきたいというふうに考えてございます。

これについては以上でございます。

「その他」の1「資料配付」でございます。「2月行事予定表」をお配りしました。

2の「出席依頼」でございます。今回2件でございます。2月12日火曜日、教育推進モデル校報告会につきましては、竹高委員にお願いをいたします。2月19日火曜日、若手実力養成研修発表会につきましては、委員長にお願いをいたします。

続きまして、次回の教育委員会でございます。2月7日木曜日、午前10時からとなっております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○面田委員 一ついいですか。

○委員長 面田委員。

○面田委員 時間のないところをすみません。

対策一覧表の公表のところはよくわかりました。今、見せていただいて、例えば、進捗のところ「実施済み」とか「24年度」とか書いてあるから、これはこういうふうに進むのだなとよくわかるのですけれども、「未定」というのはどういうことなのでしょうか。わかれば教えてください。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 主に警察関係のもの。これにつきましては地元警察署に権限がございませんので、東京都公安委員会のほうに上申をしているということでございます。例えば信号機の設置、横断歩道の設置、交通規制等は全て東京都公安委員会からの決定待ちというような形になってございます。

○面田委員 わかりました。

○庶務課長 予算が必要なものは予算要求をしないと実施できないということで未定となっております。
ございます。

以上でございます。

○面田委員 わかりました。上申はしてあるということで。

○庶務課長 はい。

○面田委員 では、今後よろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、平成25年第1回臨時教育委員会を終了いたします。

閉会時刻 11時30分